

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

作成日：2014年6月18日

担当部署：農村開発部水田地帯第二課

<p>1. 案件名</p>
<p>和名 持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクト          英名 Project for the Formulation of Master Plan on Sustainable Fisheries</p>
<p>2. 協力概要</p> <p>(1) 事業の目的          本事業は、モルディブ国において、水産セクター開発のためのマスタープランを作成することにより、同国の水産資源の持続的・効率的な利用に寄与するものである。</p> <p>(2) 調査期間          2014年10月から2017年9月を予定（計36か月）</p> <p>(3) 総調査費用 3.7億円</p> <p>(4) 協力相手先機関 漁業農業省漁業開発局／漁業管理局</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）          対象分野：水産          対象地域：モルディブ国全域（パイロットプロジェクト対象地域は調査開始後に特定）          裨益対象：水産セクター関係者1.4万人（漁業従事者、加工業者、流通業者等）</p>
<p>3. 協力の必要性・位置付け</p> <p>(1) 現状及び問題点          モルディブは、インド洋上9万km<sup>2</sup>にわたり1,190の島々で構成される海洋国家であり、国内経済は観光業と漁業を基盤としている。観光業は1970年代後半から急速に成長し、実質GDPの約25%を占める第一の産業であるが（2012、モルディブ国家計画局）、外部要因（自然災害や原油価格の変動、為替や景気動向、テロの発生等）の影響を受けやすく、脆弱性が高い構造となっている。観光業の台頭により、モルディブ経済における漁業の比重は相対的に低下傾向にあるが（実質GDPの約2%、モルディブ国家計画局）、リゾート島以外の環礁では労働人口の多くが漁業に従事しており、離島における雇用創出の観点から、モルディブ政府は農漁業振興に着目している。また、総輸出額の98%を水産物が占めており（2013、モルディブ税関）、更に食料の多くを輸入に頼りながらも蛋白源は国産魚に大きく依存する同国において（一人当たりの年間魚消費量は144kgで世界一）、外貨獲得および栄養改善の観点からも、漁業セクターの重要性は依然として高く、観光業に次ぐ第二の産業の地位を占めている。モルディブの漁業は特定魚種への依存度が高く、総漁獲高の65-75%をカツオ、10-17%をキハダマグロが占めているが（2009、FAO）、近年は、カツオの漁獲高が急激に減少している（2006：138,500t、2012：53,400t）。漁獲量全体も2005年をピークに減少しており、この背景として、1) 燃料（原油）価格高騰による出漁回数の減少、2) 漁獲のハイシーズンの変動、3) インド洋での違法マグロ漁船の操業による海洋資源自体の減少などが挙げられている。これらを背景として、漁業の多様化や持続的な水産資源管理の重要性が高まっている。また、モルディブでは、魚を一次加工品（冷凍魚など）として輸出する機会が多く、モルディブ政府は輸出額増大のため、高付加価値化を促進したい方針である。</p> <p>(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ          モルディブでは2013年11月に新政権が誕生し、水産セクターを含む政策目標を策定中であるが、水産セクター開発計画は策定されていない。先述の水産セクターを取り巻く課題に対応すべく、政策目標を達成するための戦略、アプローチや必要な活動を特定した水産セクター開発計画として本マスタープランを位置づけることをモルディブ政府と合意している。</p> <p>(3) 他国機関の関連事業との整合性          モルディブ農漁業分野では国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization：FAO）や国連開発計画（United Nations Development Programme：UNDP）、国際農業開発基金（International Fund for Agricultural Development：IFAD）が支援を行っている。最近ではIFADの支援が続いており、2004年に</p>

発生した津波後の復興支援（Post-Tsunami Agricultural and Fisheries Rehabilitation Programme (PTAFRP): 2005-2013)のほか、農漁業多様化支援（Fisheries and Agricultural Diversification Programme (FADIP): 2008-2014)、海面養殖支援（Mariculture Enterprise Development Project (MeDEP): 2013-2018)を実施中である。FADIPでは、漁民コミュニティの育成支援を行っており、MeDEPでは漁民や民間セクターを主なターゲットとした養殖支援、及び海面養殖に絞ったプロジェクトを実施中である。本プロジェクトにおいては、MeDEPの進捗状況や課題を踏まえ、水産セクターにおける養殖分野の位置づけと開発の方向性の整理を行うことによりMeDEPとの相乗効果を得る。

(4) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

モルディブは南アジアの中では所得が高い国であるが、小島嶼国特有の開発課題を抱えており、外的要因に大きく左右される観光業への依存が大きく、また気候変動にも極めて脆弱である。このため、基幹産業の発展とともに、漁業をはじめとする開発ポテンシャルの高い産業の育成を支援する。我が国は過去、漁船動力化に必要なエンジンの供与を1970年代より断続的に実施したほか、1990年代には「南部沿岸漁業振興計画（第1-3期：1991-1993）」について無償資金協力を実施している（括弧内の年はE/N署名年）。

#### 4. 協力の枠組み

##### (1) 調査項目

###### 【現状把握、課題分析及び優先課題の選定】

- ①水産セクターに関連する既存資料・情報を収集、分析し補足的に必要な情報を確認する。
- ②ベースライン調査を実施し、補足情報を収集する。
- ③漁民・加工業者等水産セクター関係者を対象としたワークショップを通じた現状・課題に関する情報収集、分析を行う。
- ④ 上記①～③で収集・分析した情報をもとに、サブセクターごとの優先課題を抽出する。

###### 【サブセクター開発計画及びロードマップの作成】

- ①セクター計画ドラフティング委員会（Sector Plan Drafting Committee）及びサブセクターごとのワーキンググループ（※）を設置する。  
※ワーキンググループ：沖合漁業（Oceanic fisheries WG）、沿岸漁業（Reef fisheries WG）  
養殖開発（Aquaculture WG）、水産物付加価値向上（Post-harvest/ Value addition WG）
- ②ワーキンググループにおける議論を通じた優先課題への取り組み（アプローチ・手法等）を検討する
- ③Result Framework\*を含むサブセクター開発計画案およびロードマップ案を作成する。
- ④サブセクター開発計画案及びロードマップ案を取りまとめた水産セクターマスタープラン（M/P）案を作成する。

\*Result Framework とは、各セクターの政策目標の達成度合いを確認するための指標と年次別目標値が示されたもの。

###### 【パイロットプロジェクトを通じたサブセクター開発計画案及びロードマップ案の有効性確認】

- ①策定された開発計画案及びロードマップ案のなかから、パイロットプロジェクトの対象を選定する。
- ②パイロットプロジェクトの実施、モニタリング、評価を行う。
- ③パイロットプロジェクトの結果を分析し、M/Pに反映すべき教訓及び経験を抽出する。

###### 【セクター開発計画の最終化】

- ①ワーキンググループにおいてパイロットプロジェクトの結果をM/P案に反映させる。
- ②セクター計画ドラフティング委員会においてM/Pをとりまとめ最終案を作成する。
- ③国レベルでの審議会を開催し、主要ステークホルダーによるM/P案の合意形成を図る。
- ④水産セクターM/Pのモルディブ政府による承認プロセスを支援する。
- ⑤プロジェクトの成果を広く関係者に周知する。

<p>(2) アウトプット (成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロットプロジェクトの結果を反映させた水産セクター開発 M/P</li> <li>・サブセクター毎の開発計画及びロードマップ</li> <li>・M/P 作成のプロセスを通じた、漁業農業省及び関連機関の職員の能力向上</li> </ul> <p>(3) インプット (投入) : 以下の投入による調査の実施</p> <p>(a) コンサルタント (分野/人数)</p> <p>8 分野 (総括/水産開発、水産資源管理、漁業技術、養殖、水産物加工/流通、社会経済分析/水産情報、環境社会配慮、業務調整/生計向上) : 80MM</p> <p>(b) その他</p> <p>機材供与、研修員受入れ</p>
<p>5. 協力終了後に達成が期待される目標</p>
<p>(1) 提案計画の活用目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・策定した M/P がモルディブ国政府により国家開発政策を達成するための水産セクター開発計画として承認される<sup>8</sup>。</li> <li>・承認された水産セクター開発計画に基づき関連事業が実施される。</li> </ul> <p>(2) 活用による達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産セクター開発事業の実施により、水産資源が持続的かつ効率的に利用される。</li> </ul>
<p>6. 外部要因</p>
<p>(1) 協力相手国内の事情</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 政策的要因 : 新政権の開発政策策定が遅延する。開発政策の変更により、提案事業の優先度が低下する。</li> <li>2) 行政的要因 : 先方政府及び関係機関の組織・人員体制が急激に変化し、事業予算が減少する。</li> <li>3) 社会的要因 : モルディブ国における治安が急速に悪化する。</li> <li>4) 自然的要因 : 天候不順が継続する。自然災害が発生する。</li> </ol> <p>(2) 関連プロジェクトの遅れ</p> <p>特になし</p>
<p>7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮 (注)</p>
<p>1) 環境社会配慮</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① カテゴリ分類 : B</li> <li>② カテゴリ分類の根拠</li> </ol> <p>本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>③ 環境許認可 : 本調査で確認</li> <li>④ 汚染対策 : 本調査で確認</li> <li>⑤ 自然環境面 : 本調査で確認</li> <li>⑥ 社会環境面 : 本調査で確認</li> <li>⑦ その他・モニタリング : 本調査で確認</li> </ol> <p>2) ジェンダー</p> <p>伝統的にモルディブ国の漁業関連産業 (水産物加工・付加価値化) において女性の役割は重要であったが、近年では伝統的水産加工製品の価格低迷や外国人労働者の起用により女性の役割が薄れてきている。他方で、離島における漁業関連産業は引き続き数少ない女性の収入源である可能性が高いため、本プロジェクトでは実態を把握したうえで、離島女性の参加促進につながる活動を検討する。</p> <p>3) その他</p>

<sup>8</sup> マスタープランはモルディブ政府承認前の文書であり、モルディブ政府承認後に初めて同国の水産セクター開発計画となる。なお、「4. 協力の枠組み (1) 調査項目」にある「サブセクター開発計画」はマスタープランに取りまとめられる前のサブセクター別の開発計画を意味する。

特になし
<p>8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）</p> <p>モルディブ国「南部沿岸漁業振興計画」（無償資金協力、1991-1993 年度）のフォローアップとして派遣された個別専門家（1995）は、モルディブ漁業の持つ長い伝統により、漁民が異なる漁法導入に非常に保守的であった点を指摘しており、本案件においても、上記の社会背景を十分把握しつつ、M/P を策定することが望まれる。</p> <p>また、インドネシア国「ジャカルタ汚水管理マスタープランの見直しを通じた汚水管理能力強化プロジェクト」（2010-2012）では、M/P が日本側により作成された案に対して主管省庁等の関係者がコメントを行うというプロセスで策定されることが多く、M/P 策定を通じたカウンターパート（C/P）の能力強化を目的としたプロジェクトを実施する際には、C/P の主体性を引き出すための工夫が必要である旨、指摘されている。本案件においても、モルディブ政府自身が重要セクターである水産業の開発ならびに具体的な事業戦略を立案できるような人材育成が期待されており、M/P 策定過程への C/P の巻き込みが重要である。</p>
<p>9. 今後の評価計画</p> <p>（1）事後評価に用いる指標</p> <p>（a）活用の進捗度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・MP の水産セクター開発計画としての承認</li> </ul> <p>（b）活用による達成目標の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実行された政策の件数</li> <li>・Result Framework に示されている第 5 年次の指標の達成度合い</li> </ul> <p>（2）上記（a）および（b）を評価する方法および時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査終了 3 年後 事後評価</li> </ul>

（注）調査にあたっての配慮事項